

新旧対照表方式による改正文の例

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>（略）</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第8条の規定による諮問に応じ、調査審議し意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>大田原市議会個人情報保護条例（令和4年条例第41号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(5) <u>議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議し意見を述べること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）又は大田原市議会議長（以下「実施機関等」という。）の諮問に応じて、又は</u></p>	<p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>（略）</u></p> <p>(2) <u>大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護条例第6条、第7条及び第11条の規定により意見を述べること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）</u> <u>の諮問に応じて、又は自ら</u></p>

自ら調査審議し、実施機関等に対し意見を述べること。

(会議)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 審査会の行う第2条第1号、第2号及び第4号に規定する調査審議の手続は、非公開とする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1号、第2号又は第4号に規定する調査審議に関し必要があると認めるときは、当該調査審議に係る諮問を行った実施機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に大田原市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）附則第2項の規定による廃止前の大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号）第6条、第7条、第11条及び第38条第1項の規定により大田原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている審査請求については、施行日において大田原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問された審査請求とみなす。

調査審議し、実施機関 に対し意見を述べること。

(会議)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 審査会の行う第2条第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、非公開とする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1号又は第2号に規定する調査審議に関し必要があると認めるときは、当該調査審議に係る諮問を行った実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2～4 (略)